

を擡げ地主役場、縣に對し反對闘争を起す

10、農民組合の戦線統一

早害地救済闘争農民飯米一箇年差押禁止法獲得産米検査反對等の經濟的・政治的闘争に於ては、總本部派日本農民組合同盟、單獨組合等々の組合員と共同闘争を敢行し下からの共同闘争によつて、組合の擴大、戦闘化のための合同統一を計る

11、犠牲者救済闘争

救済委員會を組織し、犠牲者の救済差入は勿論家族の救済、農繁期には各支部から耕作の手傳等をなすやうにし小作争議等によつて小作人のために人柱となつた人に向後的憂のないやうにせねばならぬ。

12、貧農兵士家族の生活保證青訓日當支給獲得闘争

滿洲事變後農家の働き手である青年が數日おきに青年訓練に引き込まれ、駐在巡査、校長の家庭訪問等の方法による強制出席を求められてゐるのであるが、コウシタ強制出席を求められる農家では、収入が減るし、従つてその日の生活にも困ることさへある。強制義務として青訓に出席させられてゐる農村青年に對し國家の負擔による手當の給與について闘争が起さるべきである。亦兵士の八割マデは農村出身であり然もその大部分は小作人の子弟である。それに地主資本家のドラ息子に金があつて中學や大學を出て將校だ、教官だとイバリ散らし、高い月給を取り妻子を養つてゐるのに、働らかねば喰えぬ小作人の子弟は二箇年の間妻子に辛い思ひを忍はせて義務兵役を完うしてゐる只一人の働き手が戦争や兵士として引